

第29号議案 品川区道路の構造の技術的基準に関する条例の

一部を改正する条例

1 概要

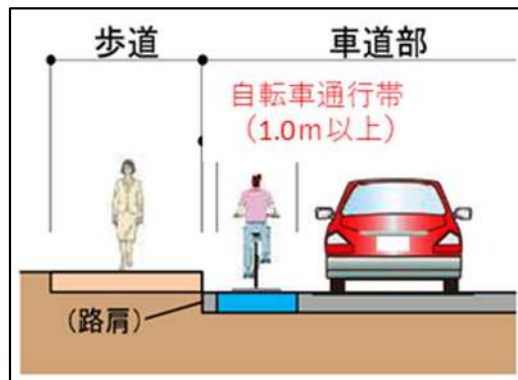
「品川区道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年3月27日条例第25号）」は道路の安全性・円滑性を確保する観点から、区道が最低限確保すべき一般的技術的基準を定めた条例である。

今回、道路法等の改正を踏まえ、「自転車通行帯」「自動運行補助施設」「歩行者利便増進道路」の基準を追加する。

2 改定内容

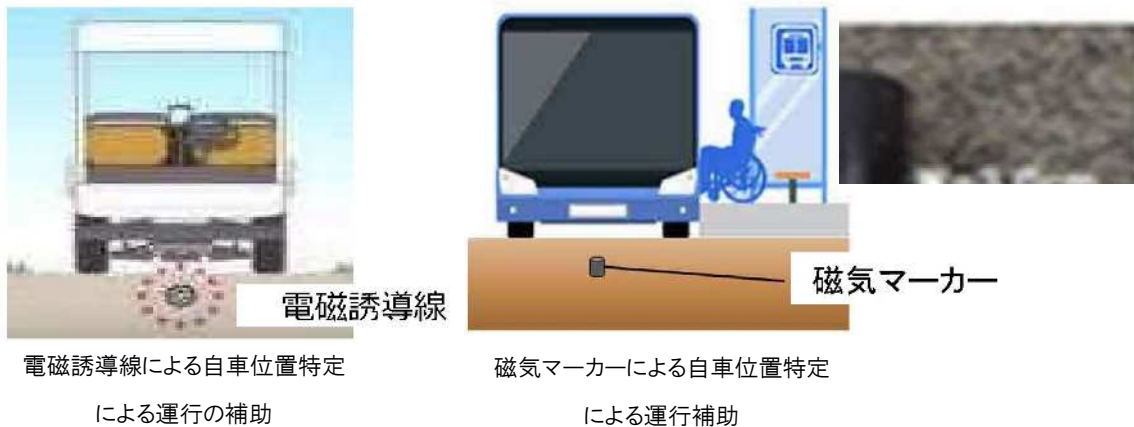
(1) 自転車通行帯（第7条の2）

- ・自転車の安全かつ円滑な交通を確保する場合等に設ける。
- ・幅員は1.0m以上（やむを得ない場合は0.75mまで縮小できる）



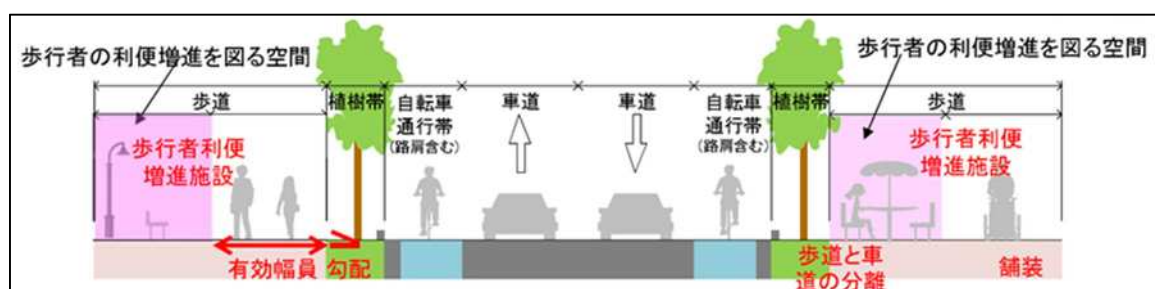
(2) 交通安全施設（第 29 条）

- ・令和 2 年の道路法改正により、自動運転車の運行を補助する施設（磁気マーカ―等）が道路附属物として位置づけられた。
- ・交通安全施設の定義に、新たに自動運行補助施設を追加し、道路管理者として設置する施設として規定する。



(3) 歩行者利便増進道路（第 40 条）

- ・令和 2 年の道路法改正により、賑わいのある道路空間を構築するため歩行者利便増進道路の指定制度が創設された。
- ・新たに歩行者利便増進道路とする歩道等に設ける歩行者の滞留空間や設置すべき施設等の規定を追加する。



3 施行期日

公布日

品川区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>5 第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第30条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>5 第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第30条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p>
<p>(副道)</p> <p>第5条 車線の数4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p>	<p>(副道)</p> <p>第5条 車線の数4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>
<p><u>第7条の2 自動車および自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>2 自転車の交通量が多い道路または自動車および歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1メートル以上とするものとする。ただし、当該道路の自転車の交通の状況を考慮し、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、0.75メートルまで縮小することができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車および自転車の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い道路または自動車および歩行者の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車および自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い道路または自動車および歩行者の交通量が多い道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道または自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>(歩道)</p> <p>第10条 第1級、第2級および第3級の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)または自転車道もしくは自転車通行帯を設ける第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>(歩道)</p> <p>第10条 第1級、第2級および第3級の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)または自転車道を設ける第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>(交通安全施設)</p> <p>第29条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第29条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>
<p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第37条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに</p>	<p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第37条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに</p>

改正後	改正前
<p>隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項および第3項、第10条第3項および第4項、第12条第2項および第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項および第4項ならびに第24条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないとき、認められるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等に応じ、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項および第3項、第10条第3項および第4項、第12条第2項および第3項、第19条第1項、第22条第3項および第4項、次条第1項および第2項ならびに第39条第1項の規定による基準を適用することが適当でないとき、認められるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p><u>第40条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成25年3月27日条例第27号）の基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p>	<p>隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第2項および第3項、第10条第3項および第4項、第12条第2項および第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項および第4項ならびに第24条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないとき、認められるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等に応じ、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項および第3項、第10条第3項および第4項、第12条第2項および第3項、第19条第1項、第22条第3項および第4項、次条第1項および第2項ならびに第39条第1項の規定による基準を適用することが適当でないとき、認められるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p><u>(委任)</u></p>
<p>第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項</p>	<p>第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="147 173 412 209"><u>は、規則で定める。</u></p> <p data-bbox="210 220 300 252"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="125 263 676 298"><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1146 180 1411 215"><u>は、規則で定める。</u></p>